

公益社団法人広島県薬剤師会職員退職手当支給規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県薬剤師会の職員の退職手当に関する必要な事項を定める。

(支給範囲)

第2条 退職手当は、職員が退職した場合、その者に支給する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、退職または死亡した日におけるその者の俸給の月額に、別に定める支給率を乗じて得た額とする。

(勤続年数の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる勤続年数の計算は、職員となった日の属する月から退職または死亡した日の属する月までの月数による。

- 2 前項の計算において、就業規程第30条による休職の期間がある場合は、その月数の2分の1に相当する月数（1カ月未満の端数が生じたときは、切捨てた月数をいう。）は、勤続年数に算入しない。
- 3 前2項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(退職手当の特別加算)

第5条 退職する者が次の各号の一に該当するときは、会長は特別加算を行うことができる。

- (1) 特に功労があると認められるとき
- (2) 業務上の傷病により死亡したとき
- (3) その他特に必要があると認められたとき

(退職手当の支給制限)

第6条 職員が就業規程第47条により懲戒解雇されたときは、退職手当は支給しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第7条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に該当する場合の解雇予告手当は、この規程の退職手当に含まれるものとする。ただし、この規程による退職手当の額が同法第20条の規定による解雇予告手当の額に満たないときは、その差額に相当する額を退職手当として支給する。

(端数整理)

第8条 退職手当の支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるもの

とする。

(遺族への支給)

第9条 職員が死亡した場合は、その者の遺族に対し退職手当を支給する。

2 前項にいう遺族の範囲は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹とし、その順位は前段の順序による。

附 則

この規程は、昭和60年2月23日に制定し、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年3月10日に制定し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 社団法人広島県薬剤師会職員退職手当支給規程は廃止する。
- 3 社団法人広島県薬剤師会（昭和47年3月15日広島県知事許可。以下「旧法人」という。）の職員であった者が、継続して公益社団法人広島県薬剤師会（以下「新法人」という。）の職員となった場合のその者の勤続期間の計算は、第4条第1項の規定にかかわらず、適用する。旧法人の勤続期間の始期から新法人の職員として在職していたものとみなす。

別表

退職手当支給率表

勤続年数	退職理由		
	一般退職	業務外死傷病	整理退職・業務上死傷病
1	0. 6	1. 0	1. 5
2	1. 2	2. 0	3. 0
3	1. 8	3. 0	4. 5
4	2. 4	4. 0	6. 0
5	3. 0	5. 0	7. 5
6	4. 5	6. 0	9. 0
7	5. 25	7. 0	10. 5
8	6. 0	8. 0	12. 0
9	6. 75	9. 0	13. 5
10	7. 5	10. 0	15. 0
11	11. 1	11. 1	16. 65
12	12. 2	12. 2	18. 3
13	13. 3	13. 3	19. 95
14	14. 4	14. 4	21. 6
15	15. 5	15. 5	23. 25
16	16. 6	16. 6	24. 9
17	17. 7	17. 7	26. 55
18	18. 8	18. 8	28. 2
19	19. 9	19. 9	29. 85
20	21. 0	21. 0	31. 5

勤続年数21年以上の職員に対しては、20年を基準とし、別に審査して支給するものとする。